

平成26年 第9回

川西市教育委員会（定例会）会議録

川西市教育委員会

会議日程・付議事件	1
出席委員	2
説明のため出席を求めた者	3
会議録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 15

会議日程・付議事件

会議日時 平成26年5月15日(木) 午後2時

場 所 川西市役所 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備考
1		会議録署名委員の選任	
2		前回会議録の承認	
3	議案第8号	いじめ防止等にかかる川西市教育委員会からのメッセージ等の改訂について	
4	議案第9号	平成27年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について	
5	議案第10号	図書館協議会委員の任命について	

出席委員

委員長 服部 保

委員長
職務代行者 尾市 雅子

委員 加藤 隆一郎

委員 磯部 裕子

説明のため出席を求めた者

教 育 長 職 務 代 行 者	石 田	剛
総 務 調 整 室 長	森 下	宣 輝
学 校 教 育 室 長	上 中	敏 昭
教育振興部参事兼学校指導課長	若 生	雅 史
教育振興部参事兼青少年センター所長	辻	俊 博
社会教育室長兼文化財資料館長	柳 川	明 彦
まなび支援室長兼中央公民館長	中 定	久 紀
兼生涯学習センター所長		
中 央 図 書 館 長	田 淵	敏 子
教 育 総 務 課 長	藪 内	寿 子
教 職 員 課 長	上 西	浩 之
施 設 課 長	池 下	靖 彦
学 校 指 導 課 主 幹	福 竹	優 子
生徒指導支援課長	株 本	一 男
学 務 課 長	中 西	哲 浩
教育情報センター所長	杉 村	幸 江
まなび支援室主幹兼中央公民館主幹	松 山	

会議録作成者

教 育 総 務 課 主 査	岸 本	匡 史
---------------	-----	-----

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 8	いじめ防止等にかかる川西市教育委員会からの メッセージ等の改訂について	26.5.15	26.5.15	可 決
議案 9	平成27年度使用教科用図書採択に関する方 針及び組織について	26.5.15	26.5.15	可 決
議案 10	図書館協議会委員の任命について	26.5.15	26.5.15	可 決

[開会 午後 2 時]

服部委員長 それでは、只今より、平成 26 年第 9 回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。

服部委員長 まずはじめに「本日の委員の出欠」をご報告いたします。本日は、牛尾教育長が欠席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局からご報告をお願いいたします。

教育総務課長
（ 藪内 ） 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。
本日は、説明のため出席を求めた者は全員出席でございます。なお、牛尾教育長が欠席のため、石田教育振興部長は教育長職務代行者としての出席となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

服部委員長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

服部委員長 これより日程に入ります。日程第 1 「会議録署名委員の選任」を行います。委員長において、加藤委員、磯部委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

服部委員長 では次に、日程第 2 「前回会議録の承認」でございますが、事務局において調製し、第 7 回定例会及び第 8 回臨時会の会議録の写しをお手元に配付しております。事務局からご説明をお願いいたします。

教育総務課長
（ 藪内 ） それでは、まず第 7 回定例会の会議録につきまして、ご説明申し上げます。

まず、1 ページに会議日程・付議事件、2 ページに出席委員を、3 ページに説明のため出席を求めた者、4 ページに審議結果を掲載してございます。会議録につきましては、5 ページからでございます。会議次第に基づきましてご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいております。また、第 8 回臨時会につきましても同様に調製させていただいておりますが、非公開案件であるため、詳細な審議経過につきましては非公開とさせていただきます。

最後に署名委員の署名ということで、第 7 回定例会については尾市委員、磯部委員に、第 8 回臨時会については尾市委員、加藤委員にご署名を頂戴しております。

以上でございます。

服部委員長 説明は終わりました。只今のご説明について、質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

服部委員長 それでは、お諮りいたします。第7回定例会及び第8回臨時会の会議録につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

服部委員長 ご異議なしと認めます。よって、会議録につきましては、承認されました。

服部委員長 では次に、日程第3、議案第8号「いじめ防止等にかかる川西市教育委員会からのメッセージ等の改訂について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

生徒指導支援
課長(株本) それでは、議案第8号「いじめ防止等にかかる川西市教育委員会からのメッセージ等の改訂について」ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

本案は平成24年9月、いじめ防止等に資するため、川西市教育委員会より市内の園児・児童生徒、又その保護者に対して配布したメッセージ等を見直し、その内容の充実を図るため、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により議決を求めようとするものであります。

メッセージ等の改訂につきましては、先日来、委員の皆様からいろいろご意見を頂戴してまいりましたが、本日はその内容につきまして正式にご提案させていただくものでございます。

改訂したメッセージ等は2ページから6ページのとおりでございます。

主な改訂部分についてご説明いたします。3ページにつきましては、子どもたちの相談窓口の電話番号等について整理いたしました。4ページではいじめの早期発見のため、地域・家庭の働きについて、より明確にいたしました。また、5ページでは川西市の相談窓口に加え、兵庫県教育委員会の相談窓口を加え、より広い相談窓口を提示したものとなっております。6ページにおきましてはチェック項目の文言、並びに構成を見直し、内容の充実を図っております。

また、このメッセージ等につきましては、平成26年6月1日付とし、

川西市教育委員会名にて配布しようとするものです。

説明は以上です。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

服部委員長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

磯部委員

ご説明のとおり、本案の作成に関しては、事前に私どもも拝見し、いろいろとご提案申し上げましたが、少し気づきました点をお話したいと思います。

3ページをご覧ください。「こどもの悩み電話相談」ということで、川西市教育情報センター、「子どもの人権相談」ということで、川西市子どもの人権オンブズパーソンの2つの窓口がありますと、子どもたち向けに情報を提供していますが、情報センターは電話だけ、オンブズパーソンは手紙でも直接の相談でもいいですよという記載があります。オンブズパーソンに関しては、場所は「川西市役所3階」という表記があります。川西市教育情報センターも、所在地をパルティ北館2階と記載してもいいのではないかと思いました。

5ページですが、こちらには保護者や地域の皆様へ向けての相談窓口を説明しています。「川西市子どもの人権オンブズパーソン」が、電話のご案内だけになっていますが、子どもたちには手紙と直接相談ができるということをお伝えしていますので、大人の方にも手紙や、直接、相談員も相談を受け付けているという内容にしておいた方がいいかと思いました。

生徒指導支援
課長（株本）

今、委員ご指摘のところでございますけれども、情報センター、オンブズパーソンに確認しまして、わかりやすく表記したいと思います。

尾市委員

今のことに関連したことで、3ページですが、「こども悩みの電話相談」の中の「年末年始は休み」のところだけに振り仮名を振っていないので、振ってあげてください。

生徒指導支援
課長（株本）

そちらにも振り仮名を振りたいと思います。

服部委員長

ほかにご質疑ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

服部委員長

それでは、お諮りいたします。議案第8号につきまして、これを可決す

ることにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

服部委員長　ご異議なしと認めます。よって、議案第8号につきましては、可決されました。

服部委員長　では次に、日程第4、議案第9号「平成27年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

教育情報センター
所長(杉村)　それでは、議案第9号「平成27年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について」ご説明申し上げます。7ページをご覧ください。

本案は、平成27年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について、川西市教育委員会事務処理規則(昭和42年川西市教育委員会規則第13号)第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

教科用図書の採択に関しましては、本年度は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条の規定により小学校教科用図書の採択、並びに学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択を行う年度でございます。

そこで本案を提出し、方針ならびに組織について教育委員会の議決を求めるものであります。

8ページに掲げております平成27年度使用教科用図書の採択方針についてご説明いたします。

(1) 採択の基本方針といたしまして

採択にあたっては、県教育委員会発行の「調査研究資料」を参考に、当地区の教育的文化的諸条件及び義務教育諸学校間の連携を考慮し、十分な調査研究を行い慎重に採択する。と、いたします。

ア 小学校教科用図書の採択(特別支援学校小学部、特別支援学級を含む)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条の規定により、教科用図書の採択替えの年度にあたるので、綿密周到的な研究と調査を行い、慎重に検討し採択する。ものといたします。

イ 中学校教科用図書の採択(特別支援学校中学部、特別支援学級を含む)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条の規定により、平成26年度使用教科用図書を継続して採択する。ものといたします。

ウ 特別支援学校ならびに特別支援学級教科用図書の採択

学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択にあたっては、県教育委員会発行の「調査研究資料」を参考の上、十分な調査研究を行い適切な教科用図書を採択する。ものいたします。

続きまして、その採択に関する組織についてご説明いたします。9ページをご覧ください。

2 平成27年度使用教科用図書の採択に関する組織について

川西市教育委員会は、教科用図書の採択を行うにあたり、広く教育関係者の意見を求め、採択の適正化を図るために、下記のような諮問委員会を設けます。

(1) 川西市立小・中学校(特別支援学校ならびに特別支援学級を含む)教科用図書採択の組織

ア 川西市教育委員会は、兵庫県教科用図書採択地区に基づき、「平成27年度使用教科用図書採択川西地区協議会」(以下、協議会という)を組織し、平成27年度使用小学校教科用図書及び学校教育法附則第9条に規定された特別支援学校ならびに特別支援学級教科用図書の採択に関する答申を提出するよう諮問する。と、いたします。

イ 協議会の委員は、より幅広く意見を求める観点から、義務教育諸学校校長、及び教員、保護者、学識経験者及び関係市町教育委員会事務局職員より選任する。と、いたします。

ウ 協議会は、義務教育諸学校教員から、「川西地区教科用図書調査員会」(以下、調査員会という)の調査員を委嘱して、教科用図書の調査研究を依頼することができる。と、いたします。

エ 調査員会では、教科用図書について調査研究を十分に行い協議会に報告する。と、いたします。

(2) 協議会の任務

平成27年度使用教科用図書について校種、種目及び種類ごとに教科用図書を調査研究し、教育委員会に答申する。こととしております。

これを図にしております。下の図をご覧ください。

川西市教育委員会より教科用図書採択川西地区協議会に教科書採択について「諮問」をいたします。「諮問」を受けた協議会は、川西地区教科用図書調査員会を設け、そこに教科用図書の調査・研究を「依頼」という形になります。

そして、調査員会は今回の採択用教科用図書を調査・研究し、協議会に「報告」をいたします。その「報告」を受け、協議会は協議を重ね教育委員会に「答申」という形になります。

そして、教育委員会は「答申」を受け「採択」するということになりま
す。

このような流れで、採択を進めてまいりたいと考えております。

10ページ、11ページをご覧ください。教科用図書採択に際しまして
の協議会規約(案)を載せております。組織につきましては第5条に基づ
き、協議会の委員を川西市教育委員会5名、猪名川町教育委員会4名、事
務局を設置する教育委員会より別に1名の計10名で組織いたします。本
年度、事務局が川西市ですので、川西市教育委員会6名、猪名川町教育委
員会4名、計10名の委員をもって組織いたします。10名のうち6名の
み川西で選出いたします。

また、調査員会につきましては第9条3に基づき調査研究の委員を、川
西市4名、猪名川町2名、計6名の教職員に委嘱いたします。

次に、「平成27年度使用教科用図書採択川西地区協議会委員の委嘱」
についてであります。先ほど、ご説明いたしました選出区分から、12
ページの「名簿」に掲げております委員10名を委嘱しようとするもので
ございます。

また、委員の任期は、協議会設立の平成26年6月6日から、8月31
日まででございます。

以上、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

服部委員長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

加藤委員

12ページの名簿の件なんです。1番から10番まで番号が振ってあ
りますが、内容的にいうと、1番から5番までは教育委員会が委嘱した者、
川西の教育委員会が委嘱した者であって、6番の上中さんは担当の教育委
員会の事務局から出た人、7番から10番までは猪名川町の教育委員会が
委嘱した者という区分でした。となると、書き方として、このずらっと
1から10の10人というのでもいいんですけども、その3つに分けるべき
ではないかなと思うんです。まず初めの1から5番までは川西市の教育委
員会から委嘱する者、6番に関しては、教育委員会から委嘱ですが、教育
委員会が一般から選ぶのではなくて、事務局であるから教育委員会から出
さなくてはいけないという身分の人、あとの7から10番までに関しては、
うちの教育委員会が関与することではなくて、猪名川町が委嘱する者と。
だから、今回に関してはこれでいいと思いますが、次回からは、区分が3
つあるわけなので、分けた方がわかりやすいと思います。

教育情報センター
所長（杉村） 先ほどいただきました意見をもとに、次年度以降、そのような形で記載をさせていただきたいと思います。

磯部委員 11ページの第9条3のところですが、調査員に関する人数ですが、「各教科の調査員は6名とし」とあります。それは各教科ごとにそれぞれ6名の方が集まって調査研究をするということですね。

教育情報センター
所長（杉村） おっしゃるとおり、それぞれ国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、あと附則9条の本に関しまして、それぞれ6名ずつ選出させていただきます。

服部委員長 ほかにございませんでしょうか。

服部委員長 私の方から。協議会及び調査員会というのはそれぞれ何回ぐらい開かれるのでしょうか。

教育情報センター
所長（杉村） 協議会に関しましては6月6日に開催させていただきまして、その後、調査員を任命し、調査員会を実施していくことになります。調査員会に関しましては、その協議会が開かれた後、教科につきまして、4年前でしたら3回実施したところもありますし、多いところでは6回行いまして、その後、協議会に報告するというような形で、協議会の方は2回ぐらいの形で例年行っております。

服部委員長 この調査員会のときは、それに関連する教科書をすべて検査するということなんですか、どれが望ましいかということでは

教育情報センター
所長（杉村） 各教科書会社の見本の方を調査員になられた先生方にお渡しして、すべて目を通していただくと。その中からそれぞれ差異を見ていただいて、どの教科書が一番適しておるのか選出をするというような形をとっています。

服部委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

服部委員長 それでは、お諮りいたします。議案第9号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

服部委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第9号につきましては、可決されました。

服部委員長 では次に、日程第5、議案第10号「図書館協議会委員の任命について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

中央図書館長
(田淵) それでは、議案第10号「図書館協議会委員の任命について」をご説明いたします。議案書の13ページをお開きください。

 本案は、図書館協議会委員の任命につきまして、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

 図書館協議会委員は現在10名で、任期は2年です。このたび、1名の委員が退職されたことから、その後任について新たに委員を任命いたしたく提案するものでございます。

 今回、新たにお願いしようとする委員は、14ページの別紙に記載してございます。選出区分は学校関係者、市立川西幼稚園の園長をされておられます。

 なお、図書館協議会委員の任期につきましては、前任者の残任期間である平成27年6月30日までの1年間となります。

 以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

服部委員長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

磯部委員 今回、協議会委員に欠員が生じたということですが、欠員になられた方も幼稚園の先生をなさっていた方でしたね。

中央図書館長
(田淵) はい。3月末で退職されましたので、その後任ということで新たにお願いしております。

尾市委員 この性別とか年齢とか選出区分とかの中に、「居住区分」というのが入っている意味は。これを見ると南部の方が非常に多いんですけど、居住区分が入っているということは、北部とか南部がバランスよく入れなければいけないなど、何か理由があるのでしょうか。

中央図書館長 この「居住区分」の件でございますが、これは付属機関等の調査による

- (田淵) もので、中学校区を北部、中部、南部というふうに分けておりまして、南部の方が多ということになっております。
- 尾市委員 それは別にバランスは考えなくてもいいんですね。
- 中央図書館長 (田淵) 推薦いただきますときに、それぞれ小学校、中学校、幼稚園の担当の教科等の方がおられますので、その担当の方が南部の方の小学校とか幼稚園とか中学校でしたら、どうしてもその地域になってしまいますので、北部のどこかの小学校とか中学校という、そういう形での推薦はいただいておりません。
- 尾市委員 わかりました。
- 加藤委員 ということは、要するにこの「居住区分」というのは、判断基準になってないということで、後の説明にしかすぎないということなんですね。となると、この名簿に載せる必要があるかどうかというのが、尾市委員の今のお話の筋だと思いますけど。
- もし初めに中学校区分の話をするのであれば、中学校の区分が南部、中部にあるというのなら、どこの中学校区分から出したという書きの方が、要するに要らないデータの可能性があるわけで、どこに住んでいるかということが要らないのと同じように。その居住区分を中心に選んだというのであればいいんですが、もし居住区分中心に選んで南ばかりというのでは、少し困ったことになる。だから、省いた方がいいのではないかなということですね。
- 尾市委員 そうです、何の意味があって居住区分を出された。
- 加藤委員 後説明になるんだったら、電話番号を載せるのも一緒のことになるね。
- 中央図書館長 (田淵) 今、委員の方からご指摘いただきましたように、来年度以降、この名簿につきましては再検討させていただきたいと思います。
- 磯部委員 今の質問に関してなんですが、川西市の図書館自体が、今、物理的に南部に近い方にあるので南部の方メインに選ばれているとかいう、そういう理由はないのでしょうか。

中央図書館長
(田淵)　　そういう意図はございません。

服部委員長　　今までもリストはいろいろありましたけど、この「居住区分」というのが今までなかったもので、それでこういう質問が出たと思いますが、僕なんかでしたら「市外」ということになるわけですね。

磯部委員　　この議案第10号に直接関係することではありませんが、この協議会の委員の皆様に関しては、図書館長から図書館の運営などについて諮問ができるような組織であると思います。平成25年度、諮問に至らないまでも何かご意見をいただいたり、協議をしていただいたりというような内容はございますか。

中央図書館長
(田淵)　　申しわけございません、今資料等の持ち合わせはありませんが、例年、協議会を開催する際には、予算とサービスの内容等について、また、行事等の審査はしていただいております。去年度何かあったかという資料を持ち合わせておりません。申しわけございません。

加藤委員　　協議会の議事録を出してもらったらいいのではないですか。

磯部委員　　そうですね。

加藤委員　　7番の詩壽代さんの振り仮名だけ間が開いているので、シとズとヨを前に詰めてあげた方がいいのではないかなと思います。

服部委員長　　ほかにご覧いただけますでしょうか。ほかによろしいですか。

服部委員長　　それでは、お諮りいたします。議案第10号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

服部委員長　　ご異議なしと認めます。よって、議案第10号につきましては、可決されました。

服部委員長　　では、以上で本日の議事はすべて終わりました。

次回の定例教育委員会は、6月19日(木)午後2時から、庁議室において開会いたします。

服部委員長 これをもちまして、第9回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。お疲れ様でした。

[閉会 午後2時29分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

平成26年6月19日

署名委員 加藤 隆一郎 ①

磯部 裕子 ①